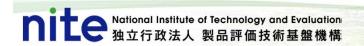


アクセスと利益配分

NITEバイオテクノロジーセンター国際事業推進課 2017年7月31日



アクセスと利益配分(ABS)とは何か?



遺伝資源を適切に取得し(Access)、 その利用から生じた利益を、遺伝資源提供者に 配分(Benefit Sharing)すること。

ABSのきっかけ



発展途上国は、

- ・石油などの現在の主要なエネルギー源について十分な交渉をされなかった
- ・大航海時代に遺伝資源を搾取された

との意識



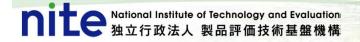
生物多様性条約(CBD、1993年発効)の目的の一部に、アクセスへの事前交渉・許可と利益配分について明示されることになった

CBDの目的:

- 1) 生物多様性の保全
- 2) その構成要素の持続可能な利用
- 3) 遺伝資源の利用から生ずる利益
- の公正かつ衡平な配分

CBD 第15条 遺伝資源の取得の機会

- > 各国は自国の遺伝資源への主権的権利を持つ
- 遺伝資源へのアクセスは、遺伝資源の存する国の国内法令で行われる。
- 利用者は、提供国から<u>事前の情報に基づく同意</u>(Prior Informed Consent: PIC)を得る
- ▶ 遺伝資源は、相互に合意する条件(Mutually Agreed Terms: MAT)にて提供される
- 利益の配分は、公正かつ衡平に相互に合意する条件で行う



ABSの検討(名古屋議定書まで)



1993年12月

● CBD発効→ABSの議論が本格的に開始された。

2002年4月

● 専門家会合で議論が進められ、ABSのガイドラインとして、「ボン・ガイドライン」が策定され、COP6にて採択された。

2003年10月

●「ボン・ガイドライン」は法的拘束力を持たなかったため、法的拘束力のある新国際規制(International Regime: IR)が地球サミットにて、発展途上国を中心に主張された。

*参加国:ブラジル、インド、メキシコ、ペルー、コロンビア、中国、コスタリカ、エクアドル、マレーシア、インドネシア、ケニヤ、南アフリカ、ベネズエラ等

2003年12月

● ABSの作業部会内でIRの議論が開始された。

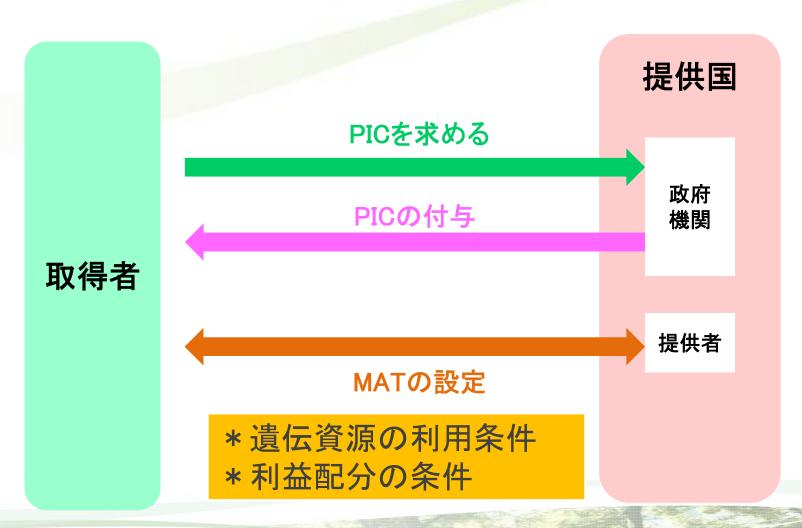
2010年10月

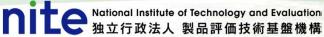
● ABSのIRが名古屋議定書としてCOP10にて採択された。



CBDにおけるABSの概要







名古屋議定書の概要



ABSクリアリングハウスに許可証等の内容を 掲載することで、国際的に認められた遵守の 証明書(IRCC)となる CBD事務局 付与した許可証等の登録 **ABSCH** ABSクリアリングハウス ABS関連情報の ABS関連情報の 登録 登録 提供国措置※ 順守措置 の設定 の設定 不遵守の調査依頼 政府窓口 提供国 利用国 ※提供国措置としてPIC不要と チェックポイント 報告 することも可能 提供国法令 利用の監視 に基づき、 権限ある 提供者と合意した条件を含 PICを求める 国内当局 む利用契約を締結し、移転 利用者 PICの付与 取得者 提供者 ※利用国内での移 MATの設定 取得者 転時も利用契約の 自身で利用のため移転 締結をもって、移転 PICとMATの確認の結果 National Institute of Technology and Evaluation 独立行政法人 製品評価技術基盤機構

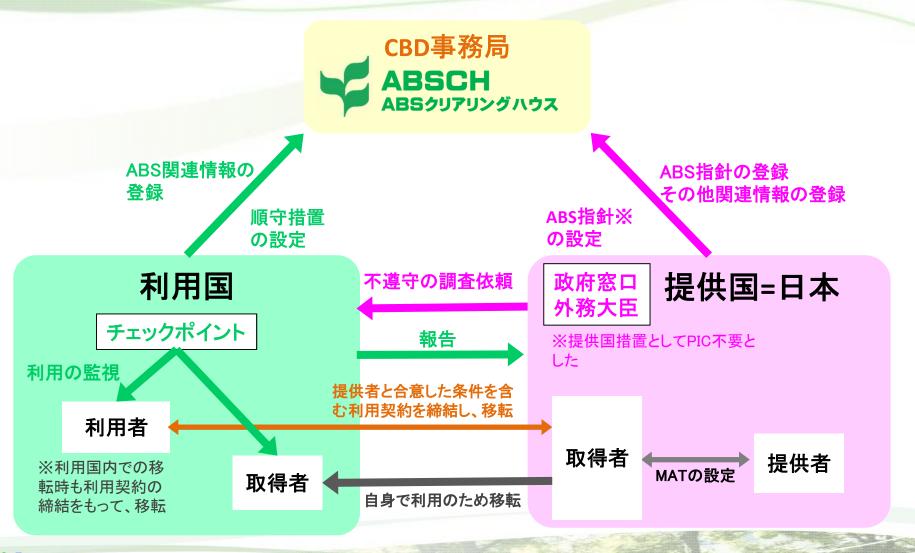
ABS指針の概要(日本が利用国の場合)

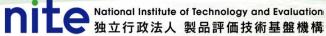




ABS指針の概要(日本が提供国の場合)







名古屋議定書に基づくABSの実施のおおまかな流れ



前提:利用者は提供国以外の国籍を有している。遺伝資源の取得を提供国領土内で行い、利用国へ持ち帰り、自身で利用する。

- ① 利用者は、提供国の国内法令を調べる
- ② 利用者は、提供国のCNAからPICを得る手続きを行う
- ③ 利用者は、遺伝資源の提供者と利益配分について交渉し、MATを締結する
- ④ 利用者は、提供国のCNAからアクセス許可証を取得する
- ⑤ 利用者は、遺伝資源を取得し、利用国へ移転する
- ⑥ 利用者は、利用国で定められた利用確認のための手続きを受ける
- ⑦ 利用者は、遺伝資源を利用し、適宜、MATで設定した利益配分を行う

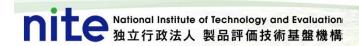


日本で海外の遺伝資源を利用する場合



前提:アクセスする国と目的とする遺伝資源は決まっている。自身で提供国に行き資源の採集、輸入を行い、日本で利用する。

- ① 利用者は、提供国の国内法令を調べる *1
- ② 利用者は、提供国のCNAからPICを得る手続きを行う *3
- ③ 利用者は、遺伝資源の提供者と利益配分について交渉し、MATを締結する*2
- ④ 利用者は、提供国のCNAからアクセス許可証を取得する *3
- ⑤ 利用者は、遺伝資源を取得し、日本へ移転する
- ⑥ 利用者は、必要に応じて環境大臣へ報告する *4
- ⑦ 利用者は、遺伝資源を利用し、適宜、MATで設定した利益配分を行う
- *1 アクセスする遺伝資源の取り扱い、輸出入関連法令等も考慮する必要がある。また、国によっては名古屋議定書の範囲を超えて国内法令を設定している(例:取得のタイミングでなく、利用のタイミングで許可を求める)ため、注意。
- *2 原則は両者での交渉で決まるが、提供国の国内法令で、利益配分の制限がある場合もある。
- *3 提供国の国内法令においては、②③④の手順が入れ替わる。また、③⑤を不要としている国もある。
- *4 提供国から得た許可証がIRCCになった(ABSクリアリングハウスへ掲載された)場合のみ必須、それ以外は任意。



①提供国の国内法令を調べる



以下の情報は、ABS関連の各国法令情報を探す上で、てがかりになる

- ① ABSクリアリングハウス: https://absch.cbd.int/
- ② 各国のクリアリングハウス
- ③ 各国の法令データベース
- ④ 環境省など日本の機関のwebページからの情報
 - 環境省: http://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/foreign_measures.html
 - NITE: http://www.nite.go.jp/nbrc/global/countries/index.html
 - JBA: http://www.mabs.jp/countries/index.html
 - 遺伝研: http://nig-chizai.sakura.ne.jp/abs_tft/report/qrca/

また、法令の解釈や手続きに疑問があれば、提供国のABSに関する政府窓口 (ABS Focal Point)に問い合わせて解消するべきであるが、問い合わせても連絡が取れないことが多い。さらに、手続きも提供国の人が実施することを念頭に置いている国もある。

そのため、提供国の協力者を探すことも検討をする必要がある。



③利益配分の交渉1



利益配分は、①金銭的利益配分②非金銭的利益配分から実施内容を選択できる。

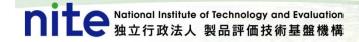
さらに、その時期も状況に併せて(アクセス前、商業利用開始時、など)設定可能である。

金銭的利益配分の例

- ➤ 試料ごとの料金
- ▶ ロイヤルティの支払
- ▶ 商業化の場合におけるライセンス 料
- ▶ 給与
- ➤ 研究資金
- > 知的財産権の共同保有

非金銭的利益配分の例

- > 研究及び開発の成果の共有
- > 共同研究の実施
- > 教育及び訓練
- ▶ 技術移転のための能力の強化
- > 制度的能力の開発
- 各種目録、情報、データベースへのアクセス
- > 知的財産権の共同保有



③利益配分の交渉2



「何をどこまでやればいいのか、わからない」、「基準や標準はないのか」という疑問、議論はよく聞かれる。



残念ながら、基準や標準はない。 それぞれの資源の利用状況により、話し合い、決めていくしかない。

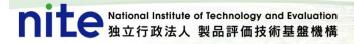
ただし、提供国によっては、国内法令において利益配分の下限、また、その一部を生物資源の保全のため国庫に納めることを定めている国もあるので、 注意。



提供国、利用者双方が

遺伝資源を利用しないと利益は得られない、

win-winな条件 (相互に利益のある条件)にすることで利益を生み出せる、ことを念頭に交渉を進めていく必要がある。



⑤環境大臣へ報告する



- ① 提供国がABSに関係する国内法令を設定している
- ② 提供国がABSに関係する国内法令をABSクリアリングハウスに掲載している
- ③ 提供国がアクセスの許可証等をABSクリアリングハウスに掲載し、IRCCとなっている

ABS指針の様式1にて、6ヶ月以内に環境大臣へ報告が必須

上記以外で法令を遵守して遺伝資源を入手した場合

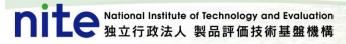


ABS指針の様式2にて、環境大臣へ報告が可能。

なお、輸入時にアクセスの許可書等がABSクリアリングハウスに掲載されずIRCCになっていない時は、報告しない/様式2で報告、のいずれかを選択できる。しかし、輸入後1年以内に掲載された場合、

報告をしていない場合は様式1で報告必須、

様式2で報告した場合は追加での報告は不要、となる。

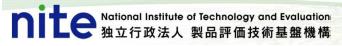


⑤環境大臣へ報告する(場合分け一覧)



提供国側の実施状況				利用国側での実施状況			
提供国 の名古 屋議定 書批准	法令の状況				利用者の利用する遺伝資源の取得、輸入の仕方		
	ABS 規制	ABS- CHに 掲載	PIC要 不要	提供国法令遵守状況	自分で取得して、 自分が輸入 (取得者)	他人が取得して、 自分が輸入 (輸入者)	他人が取得して、 他人が輸入 (譲受者)*3
済	有	有	要	許可証もIRCCもある	必須(様式1)	任意(様式1)	任意(様式1)
				許可証はあるがIRCCがない*1	任意(様式2)*2	任意(様式2)	任意(様式2)
				許可証なし	不要	不要	不要
	有	有	不要		不要	不要	不要
	有	無	要	許可証もIRCCもある	不要	不要	不要
				許可証はあるがIRCCがない*1	不要	不要	不要
				許可証なし	不要	不要	不要
	有	無	不要		不要	不要	不要
	無	_	_		不要	不要	不要
未	いずれでも				不要	不要	不要

- *1:IRCCがない状況は、提供国が掲載をしていない状況を示す
- *2:もし報告をしていない状況で、1年以内に提供国が掲載をした場合は、報告しなくてはならない
- *3:この用語は、ABS指針中で定義されていないが、この資料中で使う

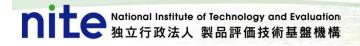


海外で日本由来の遺伝資源を利用する場合



前提:日本で遺伝資源を取得して、海外で利用する。 なお、日本の遺伝資源へのアクセスはPICが不要。

- ① 利用国の国内法令を調べる**1
- ② 遺伝資源を輸出し、利用国で利用する
- ③ 利用国の法令に従って確認などを受ける*2
- *1 遺伝資源の取り扱い、輸出入関連法令等も考慮する必要がある。
- *2 利用国の国内法令においては、②③の手順が入れ替わる可能性がある。また、③の設定がない国もある。



③利用国での確認



利用国では、独自に国外から持ち込んだ遺伝資源を確認する方法を国内法令で設定している



ABS指針では、日本政府からのPIC取得を不要としているが、

- ·MATの設定の有無、
- ・日本で取得したことを示す情報 は聞かれる可能性が高いので、準備が必要。



ABS指針5章で国内で取得したことを示す書類の発給について規定されているので、この制度を利用することも可能

- ・議定書第17条では、チェックポイントが遺伝資源の出所に関する情報を収集・受領することになっている
- ・出所の情報提供については、 契約書等の提示によることも できるが、公的機関から発給 された書類があれば、それで も代替可能